

大分県環境緑化条例施行規則をここに公布する。

大分県環境緑化条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県環境緑化条例(昭和四十八年大分県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県緑化地域等の標識)

第二条 条例第十二条第一項に規定する標識は、県緑化地域に係るものにあつては第一号様式、保護樹木等に係るものにあつては第二号様式によるものとする。

(行為の届出)

第三条 条例第十三条第一項の届出は、県緑化地域内等行為届出書(第三号様式)に付近位置図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(届出を要しない行為)

第四条 条例第十三条第三項第二号の規則で定める行為は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 県緑化地域

イ 次に掲げる木竹の伐採

(1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(3) 仮植した木竹の伐採

ロ 次に掲げる宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

(1) 農業、林業又は漁業を営むために通常行われる土地の形質の変更

(2) 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更

(3) 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが一・五メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

ハ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

二 保護樹木等

樹木の保育を目的として通常行われる行為及び前号ハに掲げる行為

(平一二規則二八・一部改正)

(応急措置の届出)

第五条 条例第十三条第四項の届出は、非常災害応急措置届出書(第四号様式)によつてしなければならない。

(台帳の作成)

第六条 知事は、県緑化地域及び保護樹木等を指定したときは、台帳を作成するものとする。

(経費の助成)

第七条 条例第十四条第二項の経費の助成は、大分県緑化地域内等保全事業費補助金を交付して行う。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費は、木竹等の保育及び植栽に要する経費とする。

(平一二規則二八・一部改正)

(緑化モデル地区の基準等)

第八条 条例第十九条第一項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 申合せの区域の面積が、おおむね一ヘクタール以上であること。

二 申合せが関係住民の大多数の積極的合意のうえに成り立っていること。

三 県又は市町村が既に緑化に関する計画を策定している場合は、申合せの内容がその計画に適合していること。

(平一二規則二八・一部改正)

(大規模開発行為の届出)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める行為は、ゴルフ場の建設、自然動物園の建設、墓園の建設及び駐車場の建設とする。

2 条例第二十条第一項の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる行為ごとにそれぞれ下欄に掲げるものとする。

宅地の造成、遊園地の建設、ゴルフ場の建設及び自然動物園の建設	5ヘクタール
墓園の建設及び駐車場の建設	1ヘクタール

3 条例第二十条第一項の届出は、大規模開発行為届出書(第五号様式)に付近位置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(みどりの巡視員)

第十条 条例第二十二条第一項の巡視員は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

一 植樹及び木竹の保育に関し、相当程度の知識を有していること。

二 環境緑化の推進に関し、熱意と指導力があると認められること。

2 巡視員の人員及び配置については、知事が別に定める。

3 巡視員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 知事は、条例第二十二條第二項の規定により巡視員を委嘱したときは、みどりの巡視員証(第六号様式)を交付するものとする。

(身分証明書)

第十一條 条例第二十三條第四項の証明書は、身分証明書(第七号様式)とする。

(行為の通知等)

第十二條 条例第二十四條の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人都市再生機構

二 国立研究開発法人森林研究・整備機構

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

四 独立行政法人労働者健康安全機構

五 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

六 独立行政法人環境再生保全機構

七 独立行政法人中小企業基盤整備機構

八 独立行政法人水資源機構

九 土地開発公社

十 地方住宅供給公社

2 条例第二十四條の通知は、県緑化地域内等行為通知書(第八号様式)によつてしなければならない。

(昭六二規則四〇・平一二規則二八・平一八規則四九・平一九規則七五・平二〇規則七〇・平二三規則四二・一部改正)

(書類の経由)

第十三條 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、当該行為地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(平二規則二一・平一八規則四九・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行する。

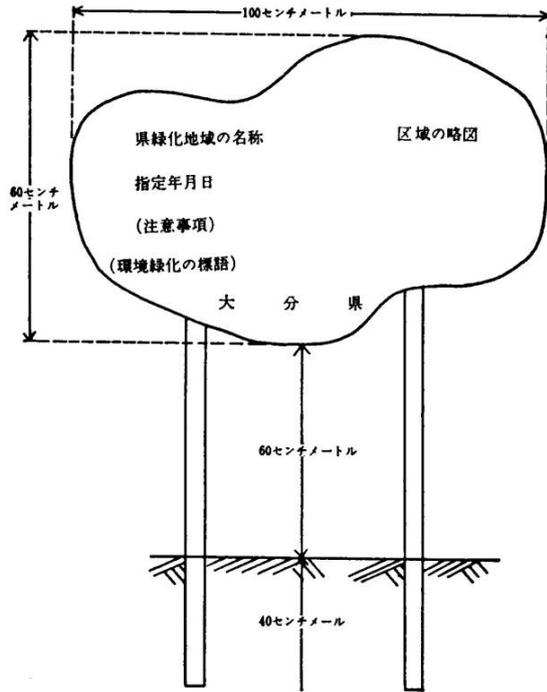
附 則(平成二七年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

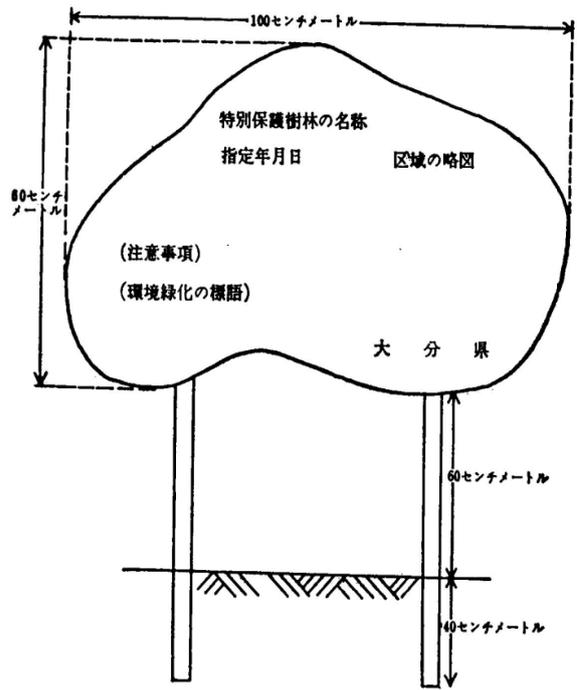
附 則(平成二九年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式
(例示)



第2号様式(イ)
(例示)



備考

- 1 標識の大きさ及び高さは、おおむね上図に示した長さとする。ただし、意匠及び色彩については、景観等との調和を保つよう配慮して定めるものとする。
- 2 標識には、県緑化地域の名称、区域の略図、指定年月日及び大分県の名称を記載し、必要に応じて注意事項、環境緑化の標語等を記載するものとする。

備考

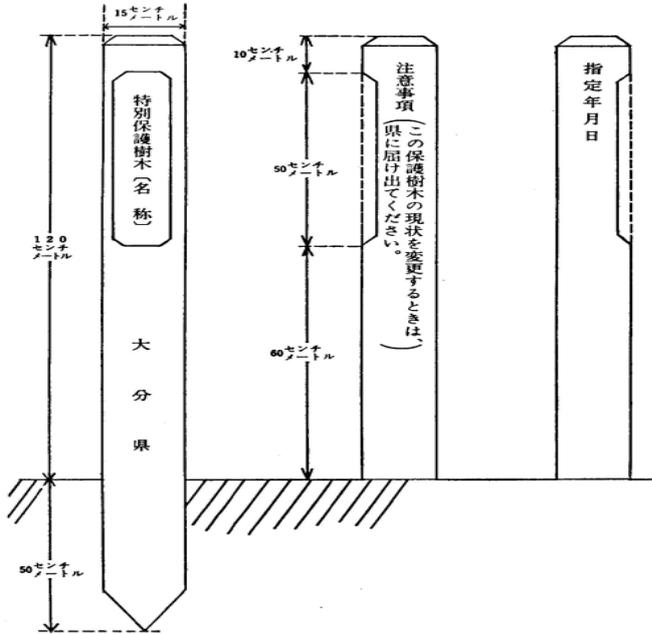
- 1 標識の大きさ及び高さは、おおむね上図に示した長さとする。ただし、意匠及び色彩については、景観等との調和を保つよう配慮して定めるものとする。
- 2 標識には、県緑化地域の名称、区域の略図、指定年月日及び大分県の名称を記載し、必要に応じて注意事項、環境緑化の標語等を記載するものとする。



第2号様式(口)

(正面)

(側面)



第3号様式
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

県緑化地域内等行為届出書	
年 月 日	
大分県知事	殿
届出者 住所 氏名 印	
特別保護樹木(林)について	
県緑化地域内において次のとおり行為を行うので、大分県環境緑化条例第13条第1項の規定により届け出ます。	
1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の許可、認可、届出等の種別及びその提出年月日	

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
2 付近位置図(行為をしようとする場所及び行為の規模の概要を表示した図面)を添付すること。

第4号様式
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

非常災害応急措置届出書	
年 月 日	
大分県知事	殿
届出者 住所 氏名 印	
特別保護樹木(林)について	
県緑化地域内において次のとおり行為を行ったので、大分県環境緑化条例第13条第4項の規定により届け出ます。	
1 行為の種類	

- 2 行為を実施した理由
- 3 行為をした場所の所在地
- 4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要
- 5 行為の開始及び終了期日

注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第5号様式

(平2規則21・平6規則22・平12規則28・一部改正)

大規模開発行為届出書	
年 月 日	
大分県知事 殿	
届出者 住所 氏名 印	
<p>次のとおり大規模開発行為をするので、大分県環境緑化条例第20条第1項の規定により届け出ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の規模(面積、数量、高さ等)及び施行方法の概要 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の許可、認可、届出等の種別及びその提出年月日 	

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 付近位置図(行為をしようとする場所及び行為の規模の概要を表示した図面)及び平面図を添付すること。

第6号様式

(表面)

<p>第 号 みどりの巡視員証 住所 氏名</p> <p>明 生年月日 大 年 月 日 昭</p> <p>上記の者は、大分県環境緑化条例第22条第2項の規定に基づき委嘱したみどりの巡視員であることを証明する。 年 月 日</p> <p>大分県知事 印 有効期限 年 月 日</p>
--

(裏面)

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 執務中は、常に本証を携帯しなければならない。 2 関係人の請求があつた場合は、本証を提示しなければならない。 3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。 4 みどりの巡視員でなくなつたときは、直ちに本証を返さなければならない。

--

--

- 注 1 縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。
2 緑色刷りとすること。

第7号様式
(平12規則28・一部改正)
(表面)

(裏面)

第 号 身分証明書	注意事項 1 執務中は、常に本証を携帯しなければならない。 2 関係人の請求があつた場合は、本証を提示しなければならない。 3 本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。
所属部課名 職名 氏名	
生年月日	
上記の者は、大分県環境緑化条例第23条第1項の規定に基づき 実地調査のため、他人の土地に立ち入り、標識の設置、測量 その他必要な行為を行う権限を有する者であることを証明 する。 年 月 日 大分県知事 印 有効期限 年 月 日	

注 縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

第8号様式
(平2規則21・平6規則22・平12規則28・平18規則49・一部改正)

県緑化地域内等行為通知書
年 月 日

大分県知事 殿	
<p style="text-align: right;">通知者 住所 名称 代表者の氏名 印</p>	
次のとおり、県緑化地域内において行為 特別保護樹木(林)について行為 大規模開発行為	を行うので、大分県環境緑化条例第2 4条の規定により通知します。
<p>1 行為の種類 2 行為の目的 3 行為をしようとする場所の所在地 4 行為の内容 別添計画図書のとおり 5 行為の開始及び終了の予定期日 6 当該行為に係る他法令の協議、通知の種別</p>	

- 注 1 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 本書2通を振興局長を経由して提出すること。